

主な改正点についてのお知らせ

平成28年度住民税(特別区民税・都民税)について

寄附金税額控除に関する改正

(1) 特例控除額の拡充 (平成28年度分の住民税から適用)

特例控除額の上限が、個人住民税の調整控除適用後の所得割の額の1割から2割に引き上げられました。

(2) 「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設(平成27年4月1日から適用)

確定申告を必要としない給与所得者等に限る、寄附先が5自治体以内である等、一定の条件を満たしていれば、確定申告をしなくても寄附金税額控除を受けられる特例制度が設けられました。ただし、寄附金税額控除を受けるためには、原則として寄附をするごとに「寄附金税額控除に係る申告特例申請書(申告特例申請書)」を寄附先自治体に提出しておく必要があります。

住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)の適用期限の延長

消費税率引き上げの延期に伴い、住民税における住宅借入金等特別税額控除について、居住年月日の適用期限を、平成29年12月31日から平成31年6月30日に延長します。

問い合わせ

税務課課税係 ☎3578-2593～8、2600～9

軽自動車税の税率について

グリーン化特例の創設

三輪以上の軽自動車
で、平成27年度中に最初
の新規検査を受けた車両

のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負担の小さなものについては、平成28年度分の軽自動車の税率が優遇されるグリーン化特例が創設されました。



表1 三輪以上の軽自動車の税率

種別	現行税率 (年額) ※1	新税率 (年額) ※2	グリーン化特例 ※3		重課税率 (年額) ※4
			軽減割合	税率 (年額)	
軽三輪	3,100円	3,900円	75%	1,000円	4,600円
			50%	2,000円	
			25%	3,000円	
軽四輪	4,000円	5,000円	75%	1,300円	6,000円
			50%	2,500円	
			25%	3,800円	
	3,000円	3,800円	75%	1,000円	4,500円
			50%	1,900円	
			25%	2,900円	
	7,200円	10,800円	75%	2,700円	12,900円
			50%	5,400円	
			25%	8,100円	
	5,500円	6,900円	75%	1,800円	8,200円
			50%	3,500円	
			25%	5,200円	

原動機付自転車等の税率の変更

平成28年度から、原動機付自転車等の税率が変更になります。

表2 原動機付自転車等の税率

種別	区分	現行税率(年額) ※平成27年度まで	新税率(年額) ※平成28年度より
原動機付自転車	50cc以下、または0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下、または0.6kwを超え0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下、または0.8kwを超え1kw以下	1,600円	2,400円
ミニカー	20cc超50cc以下、または0.25kwを超え0.6kw以下	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用最高速度35km/h未満	1,600円	2,400円
	その他最高速度15km/h以下	4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
	雪上車	2,400円	3,600円



※1 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両について適用されます。

※2 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両について適用されます。

※3 グリーン化特例の優遇措置は平成28年度のみです。

75%軽減対象車: 電気自動車および天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%軽減)

50%軽減対象車: 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち
乗用…平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
貨物用…平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの

25%軽減対象車: 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち
乗用…平成32年度燃費基準値を満たすもの
貨物用…平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

※4 地球環境保護の観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車(電気自動車等は除く)について、重課税率が適用されます(平成28年度に重課税率が適用される車両は、平成14年12月31日までに最初の新規検査を受けた車両です)。

問い合わせ

税務課税務係
☎3578-2586～91

納税環境の整備について

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づき換価の猶予をできることとする他、現行の猶予制度について所要の見直しを行いました。

徴収の猶予

次の理由により住民税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- 財産について災害を受け、または盗難にあったとき
- 納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
- 事業を廃止、または休止したとき
- 事業について著しい損失を受けたとき 等

換価の猶予(差押財産を売却し、金銭に換えること)

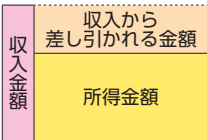
納税について誠実な意思を有する者が、住民税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある等一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

問い合わせ

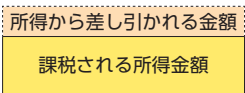
税務課納税促進係・滞納整理担当 ☎3578-2619～33

平成28年度住民税(特別区民税・都民税)の計算方法(課税となるケース)

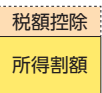
A. 所得金額の計算



B. 課税される所得金額の計算



C. 所得割額の計算



D. 個人の住民税年税額の計算

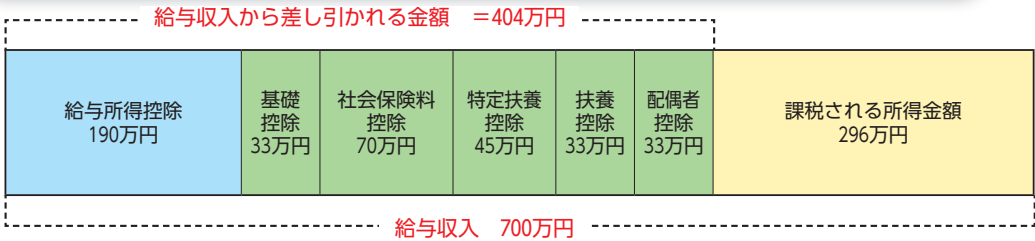


- A. 「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を差し引いて、「所得金額」を求めます。
B. 「所得金額」から「所得から差し引かれる金額(=所得控除、表2参照)」を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます(1,000円未満切り捨て)。
C. 「課税される所得金額」に「一定の税率」を乗じて、「所得割額」を求めます。
D. 「所得割額」から「税額から差し引かれる金額(=税額控除、表4参照)」を差し引いて、所得割額を求めます(100円未満切り捨て)。

※1 住民税の税率は、特別区民税6%、都民税4%です(分離課税を除く、表3参照)。

※2 均等割額は、特別区民税3,500円、都民税1,500円です。

平成28年度住民税(特別区民税・都民税)の計算例(イメージ)

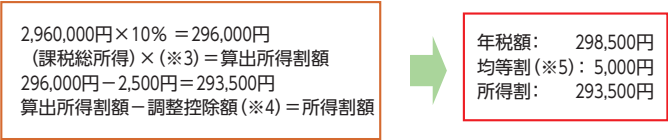


家族構成: 本人、配偶者(45歳)、子ども2人(長女20歳、長男17歳)

※配偶者、子どもに所得なし

平成27年の給与収入: 700万円

社会保険料支払額: 70万円



※3 住民税の税率は、特別区民税6%、都民税4%です(分離課税を除く、表3参照)。

※4 このケースでの調整控除額は、特別区民税1,500円、都民税1,000円です。

※5 均等割額は、特別区民税3,500円、都民税1,500円です。

表2 所得控除

控除項目		概要(平成27年中に支払いまたは発生したもの)	所得税控除額	住民税控除額	人的控除差額
雑損控除		本人または生計を一にする親族(総所得金額等(注1)38万円以下の者に限る)の有する資産(住宅家財等)について、災害・盗難・横領により、一定の損失が生じた場合	(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額)×10%、または災害等関連支出の金額－5万円の多い方、最優先で控除し、残余は3年繰越可(大震災特例5年)		
医療費控除		本人または生計を一にする親族のために支払った治療費用、療養に必要な医薬品購入費等	総所得金額等の5%、または10万円の少ない方の金額を超えた医療費(限度額200万円)		
社会保険料控除		本人または生計を一にする親族のために支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料等 ※年金から天引きされている国民健康保険料は、年金受給者(世帯主)の社会保険料控除となります。また、年金から天引きされている介護保険料、後期高齢者医療保険料は、年金受給者本人の社会保険料控除となります。	支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済法の共済契約掛金・確定拠出年金法の個人型年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	支払った金額		
生命保険料控除		保険金や旧簡易生命保険等の受取人の全てを本人または親族とする生命保険(生命共済)契約の保険料等	4面(A)参照	4面(B)参照	
地震保険料控除		本人または本人と生計を一にする親族の常時居住している家屋等を保険の目的とした地震保険契約等の保険料、および平成18年末までに締結した長期損害保険契約等の保険料	4面(C)参照	4面(D)参照	
障害者控除(特別障害者を除く)		本人もしくは扶養親族等が身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人、または障害者として港区長の認定を受けている人	270,000円	260,000円	10,000円
障害者控除(特別障害者)		上記のうち身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級等の重度障害者、または特別障害者として港区長の認定を受けている人	400,000円	300,000円	100,000円
同居特別障害者加算		控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者で同居の場合に加算	350,000円	230,000円	120,000円
寡婦(夫)控除	寡婦	夫と死別もしくは離婚した後婚姻せず、扶養親族や生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子がある、または夫と死別した後婚姻せず、合計所得金額(注2)が500万円以下	270,000円	260,000円	10,000円
	特定の寡婦	夫と死別または離婚した後婚姻せず、扶養親族である子があり、合計所得金額が500万円以下	350,000円	300,000円	50,000円
	寡夫	妻と死別または離婚した後婚姻せず、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子があり、合計所得金額が500万円以下	270,000円	260,000円	10,000円
勤労学生控除		一定の学校の生徒等で勤労に基づく所得があり、その合計所得金額が65万円以下で、そのうち勤労に基づかない所得が10万円以下	270,000円	260,000円	10,000円
配偶者控除	一般控除対象配偶者	平成27年末日現在(平成27年中死亡の場合は死亡の日)で生計を一にする配偶者があり、その配偶者の平成27年中の合計所得金額が38万円以下	380,000円	330,000円	50,000円
	老人控除対象配偶者 昭和21年1月1日以前生まれ		480,000円	380,000円	100,000円
配偶者特別控除		本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合に、その配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除	4面(E)参照	4面(F)参照	4面(F)参照
扶養控除	一般扶養親族 昭和21年1月2日以降平成12年1月1日以前生まれ(特定扶養親族を除く)	平成27年末日現在(平成27年中死亡の場合は死亡の日)で生計を一にする親族 平成27年中の合計所得金額が38万円以下 ※16歳未満(年少扶養親族)の扶養控除は廃止されましたが、扶養親族には該当します。 ※国外扶養については、平成29年度住民税(平成28年中の扶養親族)から申告の際に必要な書類が変更されます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。	380,000円	330,000円	50,000円
	特定扶養親族 平成5年1月2日以降平成9年1月1日以前生まれ		630,000円	450,000円	180,000円
	老人扶養親族 昭和21年1月1日以前生まれ		480,000円	380,000円	100,000円
	同居老親等 (同居の老人扶養親族で直系尊属)		580,000円	450,000円	130,000円
基礎控除			380,000円	330,000円	50,000円

注1 総所得金額等とは、総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額をいいます。
注2 合計所得金額とは、総所得金額等の計算上、純損失の繰越控除および雑損失の繰越控除の適用前の金額をいいます。

表3 税額(税率)表

課税総所得、課税山林所得および課税退職所得に対する税額(税率)表

区 分	課税所得金額	所得税	住民税
課税総所得 および 課税退職所得	1,000～1,949,000円	5%	10% (特別区民税6% 都民税4%)
	1,950,000～3,299,000円	10%－ 97,500円	
	3,300,000～6,949,000円	20%－ 427,500円	
	6,950,000～8,999,000円	23%－ 636,000円	
	9,000,000～17,999,000円	33%－1,536,000円	
	18,000,000～39,999,000円	40%－2,796,000円	
	40,000,000円以上	45%－4,796,000円	
山林所得	山林所得の税額表については、国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp または各税務署にお問い合わせください。 芝税務署 ☎3455－0551 麻布税務署 ☎3403－0591		

分離課税の税額(税率)表

所得の種類	税率区分	課税対象金額	所得税	住民税※
分離の土地等の 短期譲渡所得	一般	金額による区分なし	30%	9%
	軽減(国等に対する譲渡)		15%	5%
分離の土地等の 長期譲渡所得	一般	一律	15%	5%
	特定(優良住宅地等のための譲渡)	2,000万円以下の場合	10%	4%
		2,000万円を超える場合	200万円＋ (課税対象金額－2,000万円)×15%	80万円＋ (課税対象金額－2,000万円)×5%
	軽減(居住用財産で所有期間10年超)	6,000万円以下の場合	10%	4%
		6,000万円を超える場合	600万円＋ (課税対象金額－6,000万円)×15%	240万円＋ (課税対象金額－6,000万円)×5%
	上場株式等に係る譲渡所得等	金額による区分なし	15%	5%
未公開株式等に係る譲渡所得等			15%	5%
上場株式等の配当所得			15%	5%
先物取引に係る雑所得等			15%	5%

※住民税の税率は、特別区民税と都民税の合計となります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

表4 税額控除

(1)調整控除
平成19年の住民税と所得税の税率変更による負担増を調整するため、次の金額を所得割額から控除します。

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下	次の①と②のいずれか小さい方の金額の5% (区3%、都2%) ① 所得税と住民税の人的控除差額の合計額 ② 合計課税所得金額(注1)
200万円超	次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額 (その金額が5万円を下回る場合は5万円)の5% (区3%、都2%) ① 所得税と住民税の人的控除差額の合計額 ② 合計課税所得金額(注1) から200万円を控除した金額

注1 合計課税所得金額：課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額
(2)配当控除
総合課税の配当所得があるときは、その金額に次の率(注2) を乗じた金額を所得割額から控除します。

課税総所得金額等	所得税	特別区民税	都民税
1,000万円以下の部分	10%	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	5%	0.8%	0.6%

注2 証券投資信託等の分配金については率が異なります。
(3)住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)
所得税の確定申告や給与の年末調整において、所得税で控除しきれなかった場合に、次のいずれか小さい方の額を住民税の所得割額から控除します(居住開始年月日が平成19・20年の場合や特定増改築等を除く)。
① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
② 所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額の5% (97,500円を上限)
※平成26年4月から平成31年6月までに入居した場合については、7%を乗じて得た金額(136,500円を上限)が控除されます。この金額は、消費税率が8%または10%である場合の金額です。それ以外の場合においては、5%を乗じて得た金額(97,500円を上限)となります。
(4)寄附金税額控除
寄附金税額控除は、基本控除額と特例控除額(ふるさと納税のみ)との合計額です。

◇対象となる寄附

- ㊦ 都道府県、区市町村に対する寄附(ふるさと納税)
- ㊧ 東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部に対する一定の寄附
- ㊨ 社会福祉法人港区社会福祉協議会に対する寄附
- ㊩ 都内に住所のある公益法人等(都条例で定めるもの)に対する寄附(都民税のみ対象)

◇住民税寄附金税額控除の計算

基本控除額
特別区民税分((㊦㊧㊨の寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の金額) − 2,000円) × 6%
都民税分((㊦㊧㊩の寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の金額) − 2,000円) × 4%
特例控除額(ふるさと納税のみ適用)
特別区民税分、都民税分それぞれ①②の小さい方の金額
①調整控除後の所得割額 × 20%
②(㊦の寄附金額 − 2,000円) × (90% − 所得税の限界税率)
※所得税の限界税率(寄附された人に適用される所得税の最高税率)は年収により5〜45%の間で変動します。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税(税率2.1%)を加算した率とします。詳しくは、税務課課税係にお問い合わせください。

ふるさと納税について

国は、平成20年度に、生まれ育った自治体や応援したい自治体へ寄附ができる仕組み(いわゆる「ふるさと納税」制度)を創設しました。
この制度を利用する区民は年々増加し、平成26年度は約1億8千万円、平成27年度は約2億8千万円の特別区民税が減少しました。さらに、平成28年度は、「ワンストップ特例制度(※)」の創設により、所得税分が個人住民税に振り替えられるため、更に影響が拡大する見込みです。
そのため、港区をはじめとする特別区では減収となる所得税分の補てんなど、国に対して制度の改善を要望しています。
(※)制度の説明は1面参照。

(5)外国税額控除
所得税の外国税額控除を受けて算出されますので、税務署または税務課課税係にお問い合わせください。
(6)配当割額・株式等譲渡所得割額の控除
すでに前年中に住民税として特別徴収済の配当割額・株式等譲渡所得割額のある配当所得・株式等の譲渡により生じた所得を、確定申告(第二表の住民税欄に必要事項を必ず記入してください)、または住民税で申告すると、所得割額から当該配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。詳しくは、税務課課税係にお問い合わせください。

生命保険料の控除額の計算

生命保険料の控除額は、一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ次のように計算します。
生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(①、②、③のうち最も大きい金額)、介護医療保険料の控除額(④)、個人年金保険料の控除額(⑤、⑥、⑦のうち最も大きい金額)の合計額(所得税は最高12万円、住民税は最高7万円)となります。

保険料の区分		控除額
一般の生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(①)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(②)
	(3) 支払った新生命保険料および旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記①および②の金額の合計額(所得税最高4万円、住民税は最高28,000円)(③)
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(④)
個人年金保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(⑤)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(⑥)
	(3) 支払った新個人年金保険料および旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記⑤および⑥の金額の合計額(所得税最高4万円、住民税は最高28,000円)(⑦)

㊦ 計算式Ⅰ(新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001～40,000円	(支払った保険料等の金額の合計額) × 2分の1 + 10,000円
40,001～80,000円	(支払った保険料等の金額の合計額) × 4分の1 + 20,000円
80,001円以上	一律40,000円
計算式Ⅱ(旧生命保険料または旧個人年金保険料を支払った場合)	
支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001～50,000円	(支払った保険料等の金額の合計額) × 2分の1 + 12,500円
50,001～100,000円	(支払った保険料等の金額の合計額) × 4分の1 + 25,000円
100,001円以上	一律50,000円

㊦ 計算式Ⅰ(新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
12,000円以下	支払った保険料等の全額
12,001～32,000円	(支払った保険料等の金額の合計額) × 2分の1 + 6,000円
32,001～56,000円	(支払った保険料等の金額の合計額) × 4分の1 + 14,000円
56,001円以上	一律28,000円
計算式Ⅱ(旧生命保険料または旧個人年金保険料を支払った場合)	
支払った保険料等の金額	控除額
15,000円以下	支払った保険料等の全額
15,001～40,000円	(支払った保険料等の金額の合計額) × 2分の1 + 7,500円
40,001～70,000円	(支払った保険料等の金額の合計額) × 4分の1 + 17,500円
70,001円以上	一律35,000円

新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料とは、平成24年1月1日以降に生命保険会社等と締結した一定の保険契約等に基づいて支払った各保険料等をいいます。
旧生命保険料または旧個人年金保険料とは、平成23年12月31日以前に生命保険会社等と締結した一定の保険契約等に基づいて支払った各保険料等をいいます。

㊦ 所得税の地震保険料控除額の計算

	支払保険料額	控除額
地震保険のみの場合	支払額全額(上限50,000円)	
長期のみの場合	10,000円以下	支払額全額
	10,001～20,000円	支払額 × 2分の1 + 5,000円
	20,001円以上	一律15,000円
両方	それぞれの控除額の合計(上限50,000円)	

㊦ 住民税の地震保険料控除額の計算

	支払保険料額	控除額
地震保険のみの場合	支払額 × 2分の1(上限25,000円)	
長期のみの場合	5,000円以下	支払額全額
	5,001～15,000円	支払額 × 2分の1 + 2,500円
	15,001円以上	一律10,000円
両方	それぞれの控除額の合計(上限25,000円)	

㊦ 所得税の配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001～399,999円	380,000円
400,000～449,999円	360,000円
450,000～499,999円	310,000円
500,000～549,999円	260,000円
550,000～599,999円	210,000円
600,000～649,999円	160,000円
650,000～699,999円	110,000円
700,000～749,999円	60,000円
750,000～759,999円	30,000円
760,000円以上	0円

㊦ 住民税の配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	控除額	人的控除差額
380,001～399,999円	330,000円	50,000円
400,000～449,999円		30,000円
450,000～499,999円	310,000円	0円
500,000～549,999円	260,000円	0円
550,000～599,999円	210,000円	0円
600,000～649,999円	160,000円	0円
650,000～699,999円	110,000円	0円
700,000～749,999円	60,000円	0円
750,000～759,999円	30,000円	0円
760,000円以上	0円	0円

納税

インフォメーション

口座振替のご案内

住民税(普通徴収)の納税を口座からの自動引き落としにしませんか？

- ・銀行やコンビニに行かなくてもOK
- ・「ついうっかり」の納付忘れがなくなります

●お手続き方法●

- (1) 申込書をご準備ください(税務課(区役所2階)・各総合支所にあります。また、税務課税務係にご連絡をいただければ郵送します)。

(2) 通帳を確認しながら口座情報等の必要事項をご記入・押印をしてください。

(3) 各期振替か一括振替かを選択してください。

各期振替 納期限ごとに引き落とされます。
- 一括振替 第1期の納期限に年税額が一括して引き落とされます。

(4) 申込書を金融機関の窓口にご提出ください。

⇒金融機関が口座内容や届出印等の審査・承認を行い、承認された申込書が区役所へ送付されて登録が完了します(金融機関の審査から区役所へ送付されるまでに約1カ月かかりますので、お早めにお手続きください。第1期から引き落とし希望の場合は、4月末までにお願ひします)。

便利な納税方法のご案内

24時間365日いつでも
～コンビニ納付～
コンビニエンスストアを利用した納付制度

- 現金と納付書を持ってコンビニへ
- レジでお支払い
- 領収書とレシートの受け取り

いつでもどこでも
～モバイルレジ～
スマホや携帯電話を利用した納付制度

- モバイルバンキングの利用手続き
- アプリをダウンロード(初回のみ)
- アプリを立ち上げお支払い

※納付金額が30万円以下の住民税(普通徴収)と軽自動車税で利用が可能です。

納税管理人について

区内に住所等を持たなくなった人(特に海外へ転出される場合等)は、住民税の納税義務を果たすために納税管理人を定めて、申告または申請をする義務があります。転出する場合は、お問い合わせください。

合は、お問い合わせください。

問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586～91

納税相談はお早めに

さまざまな事情により納期限までに納付することが困難な場合には、納税相談をいつでも受け付けています。

一定の要件を満たしている場合には、分割納付や徴収の猶予(原則1年以内)あるいは延滞金の減免対象となることがあります。

これらの納税に関する相談は、税務課納税促進係・滞納整理担当へお願いします。

納税が遅れると延滞金がかかります

納め忘れ等により納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、高い利率の延滞金が課せられます。

平成28年の場合:年率換算

●納期限の翌日から1カ月を経過する日まで:2.8パーセント

●納期限の翌日から1カ月を経過した日以後:9.1パーセント

※国内の金利情勢により毎年変動します。

問い合わせ

税務課納税促進係・滞納整理担当 ☎3578-2619～33
税務課納税促進係 ☎3578-2615～8

課税(非課税)・納税証明書の請求について

課税証明書は、住民税の課税額、前年の所得および扶養の状況等が記載され、非課税証明書は課税額がないことを証明するものです。納税証明書は、課税証明書の内容に加えて納税額を証明しています。

請求には3つの方法があります。

1. 窓口申請

必要なもの

本人	●印鑑 ●本人確認できるもの※1
代理人	●印鑑(代理人のもの) ●代理人の本人確認できるもの※1 ●委任状(本人が署名押印したもの)

※1 官公署発行の運転免許証、健康保険証、パスポート等で顔写真付きのものは1点、それ以外は2点提示

交付手数料

1通300円(福祉等の使用目的により、無料で交付できる場合があります)

発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)、台場分室 ☎欄外参照

2. 郵送申請(本人のみ)

必要なもの

(1) 申請書(港区ホームページの申請書ダウンロード>税金からダウンロードできます)(2) 手数料分の定額小為替(1通300円×必要枚数、目的により無料交付できる場合があります)(3) 返信用封筒(4) 本人確認できるもの(※1の写し)

郵送請求の送付先

〒105-8511 港区役所税務課税務係

3. コンビニ交付

必要なもの

個人番号カード(利用者証明用電子証明書の暗証番号登録したもの)または住民基本台帳カード(事前に

利用登録したもの)

※各カードについて詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係へ(台場分室は除く)。 ☎欄外参照

発行手数料

1通250円(使用目的により無料交付できるものでも、有料扱いになります)

利用時間

午前6時30分～午後11時(年末年始およびメンテナンス時を除く)

注意事項

港区を転出した人はご利用できません。

問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586～91

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車(オートバイ)、三輪以上の軽自動車に対する税金です。毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・譲渡・盗難・出国等により登録の軽自動車を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れますと、平成28年度も課税されることがありますのでご注意ください。納税通知書は、毎年5月上旬に発送しています。

手続き場所

●排気量125ccまでの原動機付自転車・小型特殊自動車:各総合支所窓口サービス係(芝地区は相談担当)・

台場分室

●排気量125ccを超える二輪車:東京運輸支局(品川区東大井1-12-17)

☎050-5540-2030

●排気量660ccまでの軽三・軽四輪車:軽自動車検査協会(港南3-3-7)

☎050-3816-3100

軽自動車税の減免

身体障害者手帳や、愛の手帳をお持ちの人等(同一生計者を含む)は、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

なお、減免は普通自動車・軽自動車等合わせて1台のみです。

問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586～91

都税事務所からのお知らせ

個人事業税の申告

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(火)までに、前年中の事業の所得等を、東京都港都税事務所に申告することになっています。ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人事業税の申告の必要はありません。この場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」に必要事項を明記してください。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をしなければなりません。

オール東京で特別徴収を推進しています！

特別徴収とは

事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。





確定申告のお知らせ

申告書は自分で作成&提出はお早めに

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)

「確定申告書等作成コーナー」
で申告書等が作成できます



印刷して**郵送**等で提出

添付書類と一緒に
提出してください

インターネットで送信

詳しくは国税庁ホーム
ページをご覧ください

税 目	平成27年分の申告書 提出期限と納付期限	振替納税を利用 した場合の振替日
所得税及び 復興特別所得税	平成28年3月15日(火)	平成28年4月20日(水)
贈与税	平成28年3月15日(火)	
個人の消費税 及び地方消費税	平成28年3月31日(木)	平成28年4月25日(月)

- 申告書は、郵送でも提出できます。**申告書「控用」の返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。**
- 振替納税を利用する場合は、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を各税目の納付期限までに税務署へ提出してください。還付申告による還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

申告書作成会場等のご案内

ご来場の際は、次のものをお持ちください。

(1)前年分の確定申告書等の控、(2)源泉徴収票、国民年金保険料の支払を証する書類、国民健康保険料・介護保険料の支払金額の分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(その他の控除を受ける場合は、その控除金額を計算できる書類等)、(3)印鑑・計算器具・筆記用具・その他申告に必要な資料等。なお、医療費控除を受ける場合は、あらかじめ領収証を集計してお持ちください。

表1 税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～

期 間	会 場	所在地	相談時間
2月4日(木)～ 2月5日(金)	白金台 いきいきプラザ 集会室B	白金台 4-8-5	午前9時30分～正午 午後1時～午後4時 (受け付けは、それぞれ終 了の30分前まで)
2月9日(火)～ 2月10日(水) 2月12日(金)	高輪区民センター 1階集会室	高輪 1-16-25	
2月15日(月)～ 2月19日(金) 2月24日(水)～ 2月26日(金)	芝税務署 5階会議室	芝 5-8-1	午前9時15分～ 午後4時30分
2月1日(月)～ 2月15日(月) (土・日、祝日を 除く)	麻布税務署 別棟会議室	西麻布 3-3-5	午前9時15分～正午 午後1時～午後4時30分 (受け付けは、それぞれ終 了の30分前まで)

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告を対象としています(土地、建物および株式等の譲渡所得のある場合を除きます)。

表2 税務署での申告書作成

(所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成会場を、次のとおり設置します)

期 間	会 場	所在地	時 間
2月15日(月)～ 3月15日(火)	芝税務署 5階会議室	芝 5-8-1	受付 相談 午前8時30分～(※) 午前9時15分～午後5時
2月16日(火)～ 3月15日(火)	麻布税務署 別棟会議室	西麻布 3-3-5	

(※)混雑した場合には受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時頃までにお越しください。

- 土・日曜は業務を行っておりません。
- 税務署の駐車場は狭いので、お車での来署はご遠慮ください。

表2の内期間以外は税務署の申告書作成会場は開設しておりませんので、確定申告書作成のために来署する場合は、表2の期間内にお越しください。

【確定申告に関する問い合わせ先】…自動音声でご案内しております。

芝 税務署
〒108-8401 芝5-8-1 ☎3455-0551

麻布税務署
〒106-8630 西麻布3-3-5 ☎3403-0591

国税庁ホームページもご覧ください

国税庁

検 索



日曜日の申告書 作成会場のご案内

ご注意

平成26年分と作成会場が異なります

開設日	会 場	所在地	時 間
2月21日(日) および 2月28日(日)	東京国税局 1階会議室	中央区築地 5-3-1 (平成27年5月に 上記に移転)	受付 午前8時30分～午後4時 相談 午前9時15分～ 受付分終了まで

- 国税の領収および納税証明書の発行はできません。なお、芝税務署・麻布税務署では当日の業務は行っておりません。

記帳・帳簿等の保存制度の 対象者の拡大について

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申告の必要がない人を含みます)について、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容等、詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、次の団体では、「記帳と帳簿書類の保存が必要な人」への説明・相談を行っています。お気軽にご相談ください。

青色申告会	(社)芝青色申告会 (社)麻布青色申告会	☎3453-5300 ☎3401-5365
商工会議所	東京商工会議所 港支部	☎3435-4781

